

政策解説

「農地付き空き家」の手引きについて

国土交通省 土地・建設産業局企画課 企画専門官 田村 英之

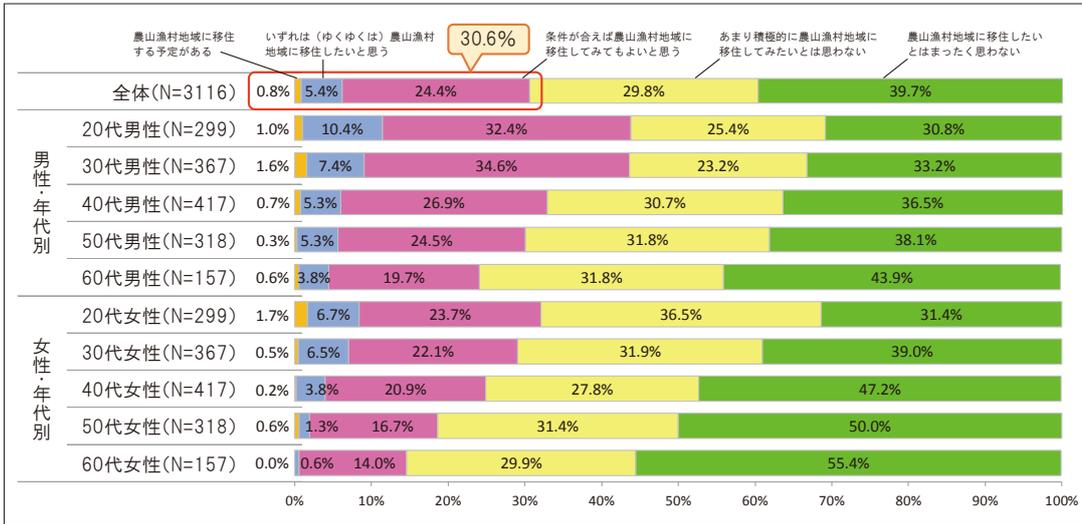
〔手引きのポイント〕
全国的に空き家が増加する中、特に地方部において、空き家を有効に活用する取組の一つとして、自治体の空き家バンクに登録された空き家とこれに付随する小規模な農地を移住者等に提供する取組（農地付き空き家）の取組が見られるようになっていきます。

具体的には、農地の取得にあたっては農業委員会の許可が必要ですが、近年、地方における空き家の活用や地方への移住促進、新規就農促進等の観点から、自治体において、当該自治体が運営する空き家バンクと農業委員会の手続きを連動させ、空き家バンクに登録された空き家に付随する農地について、許可にあたっての下限面積要件※1を1a（100㎡）程度まで引き下げるような取組が見られ始めています。

そこで、農林水産省のご協力を得ながら、関連制度や先進的な運用事例等について自治体職員や農業団体の担当者、地域の宅地建物取引業者等向けに手引きとしてとりまとめ※2、同様の取組の更なる普及を目指すものです。

※1 原則として、都府県では50a（5,000㎡）以上、北海道では2ha以上
※2 http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/totikensangyo_tk2_000095.html

図1 あなたは、農山漁村地域に移住してみたいと思いますか？



資料：『「田園回帰」に関する調査研究中間報告書(概要版)』（平成29年3月、総務省地域力創造グループ過疎対策室）より国土交通省作成

まず、最近の都市部の住民の移住に対する意識についてです。総務省が行った『「田園回帰」に関する調査研究』（平成28年度）によると、農山漁村に移住してみたいという意向は3割を超え、特に若い世代で農山漁村地域への移住に積極的な回答が見られるなど、都市部にお住まいの方の移住への関心は潜在的に高いことがうかがえます。（図1）参照
また地方への移住希望者に対する具体的な面談やセミナーの開催、電話での問合せにしているNPO法人ふるさと回帰支援センターへの相談件数は近年大幅に増加しており、ここでも20歳代・30歳代といった若い世代の相談者の割合が増加しています。（図2）参照

1 田園回帰・移住の動向
(1) 都市部の住民の農山漁村地域への移住に関する意識・動向

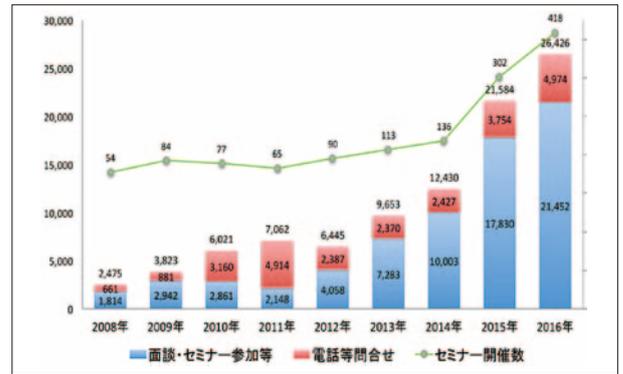
政 策

(2) 移住希望者の農業への関心と新規就農者の動向

内閣府が行った「農山漁村に関する世論調査」(平成26年調査)によると、移住に関心のある都市部の住民に対して「農山漁村に定住して過ごしたいこと」という質問(複数回答可)に対して、「農林漁業(趣味として)」と答えた人は34.8%、「農林漁業(主な所得源として)」と答えた人は29.8%にのぼるなど、趣味としてあるいは生業として、農林漁業に高い関心があることがうかがえます。(【図3】参照)

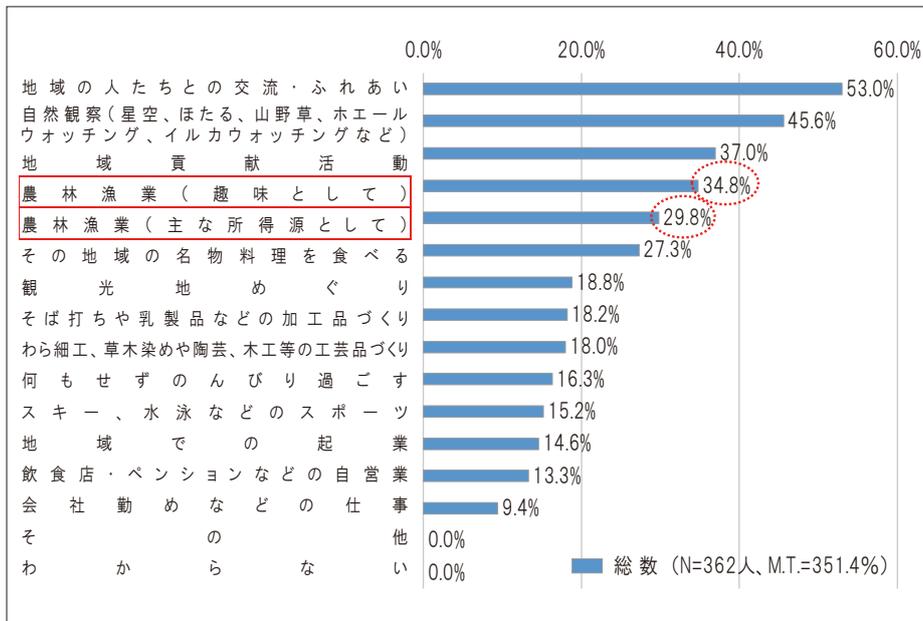
新規に就農した方に対するアンケート調査(全国農業会議所、平成

■ 図2 移住相談者数



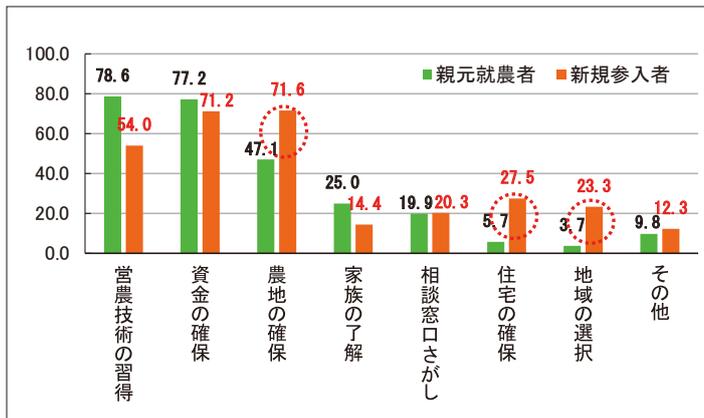
資料：特定非営利活動法人ふるさと回帰支援センター調べ

■ 図3 農山漁村地域に定住して過ごしたいこと



資料：「農産漁村に関する世論調査」(平成26年6月調査、内閣府政府広報室)より

■ 図4 就農時に苦労したこと



資料：「新規就農者の就農実態に関する調査」(平成28年度、全国農業会議所)より

28年度)によると、「就農時に苦労したこと」について新規参入者と親元就農者を比較すると、「資金の確保」は共通して回答の割合が高くなっていますが、新規参入者に関しては「農地の確保」「住宅の確保」「地域の選択」の3項目が、親元就農者と比較して、苦労した割合が高くなっていました。(【図4】参照)

これらのことから、地域に新規就農する移住者を呼び込むにあたっては、地域選択のための情報提供等を行うとともに、「農地付き空き家」の提供のような取組を進めることで、農地と住宅の確保という二つの課題をスムーズに解決する手立てとなりうると思われます。

ここで、農地の権利取得には農業委員会の許可を受ける必要があり、農業委員会は、農地の譲受人が次の要件をすべて満たした場合に限り許可を行います(農地法第3条)。

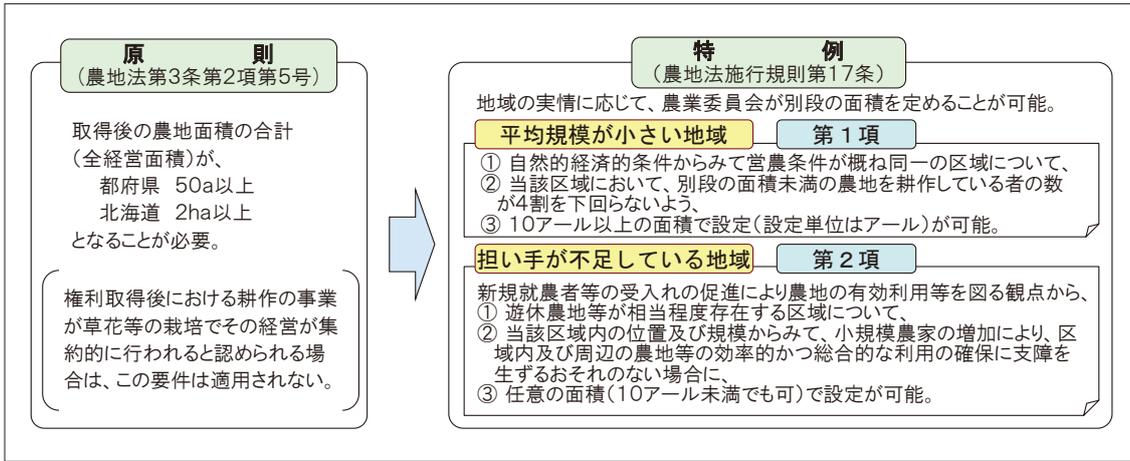
2 空き家に付随した農地の別段の面積の設定

(1) 農地の権利を取得する場合の要件
上記のような都市部からの移住希望者の近年のニーズを踏まえ、地方部における空き家や遊休農地等を活用し、移住の促進、地方創生を進めようとする動きが広がっています。

政 策

- ①農地のすべてを効率的に利用すること
 - ②必要な農作業に常時従事すること
 - ③一定の面積を経営すること
 - ④周辺の農地利用に支障がないこと
- このうち③の「一定の面積」については、都府県は原則50a(5,000㎡)(北海道は2ha)以上とされており、都市部からの新しく就農を希望する人のニーズに必ずしもそぐわない場合があります。
- ただし、この面積要件については、地域の実情に応じて一定の区域について、農業委員会の判断でこれよりも小さい面積を「別段の面積」として設定することが可能となります。【図5】参照)
- (2)別段の面積の基準
「別段の面積」については、農地法施行規則第17条に基準が定められています。特に、

■ 図5 農地の権利取得における下限面積要件



農業の担い手が不足している地域については、第2項により、次の要件のいずれにも該当する場合、設定区域とその周辺の地域における農地の

保有や利用の現況と将来の見通し等からみて、「新規就農を促進するために適当と認められる面積」を別段の面積とすることができます。

○ 設定区域内に現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地やその他適正な利用を図る必要がある農地が相当程度存在すること

○ 設定区域の位置と規模からみて、50a(北海道では2ha)未満の農地を耕作する者の数が増加することにより、設定区域とその周辺の地域の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがないこと

この第2項の規定を適用し、例えば空き家バンクに登録された空き家に付随する農地について、別段の面積を1a(100㎡)程度まで引き下げるような取組も広がっています。

3 「農地付き空き家」提供の流れ

既に取組を行っている自治体の例を参考に、「農地付き空き家」の提供までの流れを整理する【図6】のようになります。

自治体で運用されている「空き家バ

ンク」の取組と、農業委員会における「別段の面積」の設定の手続きを連動・ワンストップ化させることにより、現在の空き家・遊休農地の所有者と新規の移住・就農希望者の手続きを簡素化し、マッチングの可能性を高めることにあります。

○ 空き家の活用・移住促進に向け、自治体で「空き家バンク」を立ち上げ

○ 空き家となった農家住宅の所有者が付随する農地とともに売却等を希望する場合、「空き家バンク」への登録とともに、農業委員会に「別段の面積」の設定について申出

○ 農業委員会が地域の実情に応じて、個別に「別段の面積」を設定・公示

○ 「農地付き空き家」として「空き家バンク」で利用希望者を募集。宅建事業者による媒介、契約等

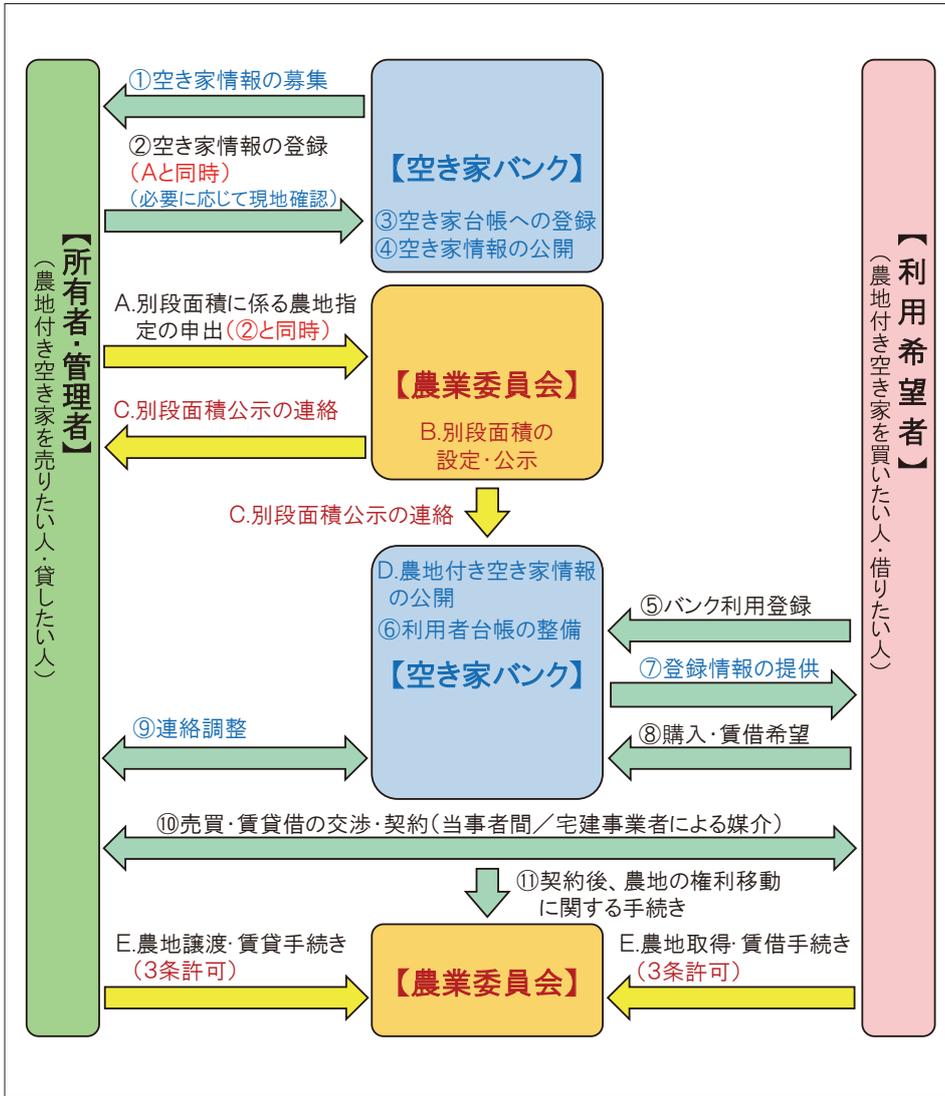
○ 農地所有者、購入者・賃借人による農地の権利移動に係る農業委員会への許可申請、農業委員会の許可

4 おわりに

この手引きで解説した農地法の扱

政 策

■ 図6 「農地付き空き家」提供の流れ



いは平成21年の法改正により導入されたものですが、先進的な自治体における運用上の工夫を通じて、この数年、急速に同様の取組を行う自治体が増えてきました。

このような取組を進めている自治体へのヒアリングでは、これまで地域で農業を営んでおられた方が高齢

化し、あるいは相続が発生した際、相続された方が都市部にお住まいの場合、ご自身の生活もあり、実家に戻って農業を始めるわけにもいかない旨のご意向が示されるケースも多いためです。

一方、インターネットから気軽にアクセスできる空き家バンクは、地

方への移住を思い立った方がご自身のイメージをより具体化するための有効なツールとなりつつあります。この手引きで紹介したような取組を通じて、空き家バンクにおける「農地付き空き家」が「別段面積の公示済み」物件であれば、新規就農希望者の移住に伴うリスクと手続きに要

する負担は大幅に軽減し、スムーズに移住希望等をかなえることにつながります。

先進自治体へのヒアリングでは、新しく移住される方にはまず身の丈に合った家庭菜園規模の農地からでも耕作してもらいながら、地域での暮らしや農業に慣れ親しんでいただき、しだいに本格的な農業やこれまでのご自身の都市部での経験や人的つながりを

活かした様々な活動を展開していただくことで、ゆくゆくは地域の新たな担い手に育って頂きたい、というお考えも聞かれました。

「農地付き空き家」の取組は、自治体の中でも、地方創生・移住促進の担当部局や空き家対策・空き家バンクの担当部局、農業委員会の事務局といった複数の部局が連携して、可能な限りワンストップで取り組むことにより、マッチングの可能性がもっと高まります。また、空き家バンクの運営においても、必要に応じて地域の空き家等の調査を行いながら、不在地主を含め、空き家や遊休農地の所有者に積極的に働きかけて、家屋や農地が劣化する前に積極的にバンクに登録していただき、地域資源としてその活用を促している取組も見られます。さらに、新規移住希望者の募集にあっても、地域での農業体験やお試し居住の機会を捉えて、適宜、物件等の情報提供を行うような取組も見られます。

本手引きが、地方部への移住促進や空き家・遊休農地の有効活用、これから農業を始めたい、地方へ移住してみたいとお考えの方々のイメージの具体化、新たな生活を環境づくりの一助となることを期待しています。

▶イメージキャラクター美郷の「ミズモ」 in 美郷町ラベンダー園

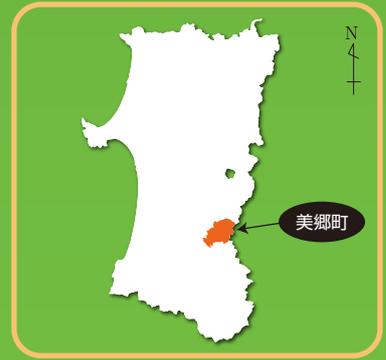
現地レポート

町村独自のまちづくり



初夏に雪の結晶、雪華が咲くまち

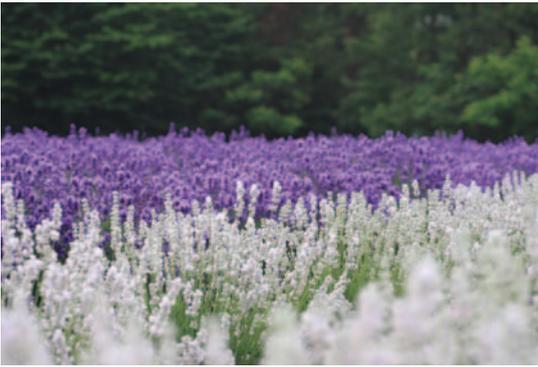
秋田県 美郷町



美郷町の概要

美郷町は、秋田県南部に広がる仙北平野の南東部に位置しており、東は奥羽山脈を境に岩手県に、南は横手市、北西は大仙市にそれぞれ接しています。奥羽山脈の麓、豊かな湧水と土壌に恵まれた県内有数の穀倉地帯であり、田園の風景に四季を感じることが出来る自然豊かな美しい町です。また、美郷町は、清水の町でもあり、町内126カ所まで湧き出しています。その半分以上は六郷地区(旧六郷町)に集中しており、湧水は環境省の「名水百選」、国土交通省の「水の郷百選」、林野庁の「水源の森百選」に選ばれた名水です。その名水を使った地酒、流しソーメン、ニテコサイダーは名水のおいしさを存分に味わえる一品です。

フォーラム



▲美郷町ラベンダー園 “美郷雪華”

ホワイトラベンダー
「美郷雪華」

初夏の美郷町ラベンダー園には白色のラベンダーが咲き誇ります。それがホワイトラベンダー、美郷町オリジナル品種『美郷雪華』です。『美郷雪華』は、東北でも有数の規模を誇る美郷町ラベンダー園で発見されました。平成25年に品種登録され、美郷町がオリジナル品種を保有することになりました。

香りはラベンダー特有の爽やかさを有しながら、優しく可憐な甘さを感じることが出来ます。「美郷町の初夏に美しい雪の結晶『雪華』が見られるように」との思いから名づけられた『美郷雪華』。初夏のラベンダー園では紫色と白色の美しいコントラストを楽し



▲「美郷雪華」コレクションの品々

むことができます。近年はその白いうべんダーの評判を聞き県外から訪れる観光客も年々増加しています。

また、美郷雪華の花より採取された酵母「美郷雪華酵母」を使った日本酒や、美郷雪華から真空低温抽出法で抽出したフローラルウォーターを使用したルームフレグランスも商品化され、お土産としても大変好評です。

水でつながった
航空会社「JAL」

ホワイトラベンダー「美郷雪華」、美郷町の「清水」は、平成25年に連携協力協定を結んだ、日本航空㈱（JAL）発行の雑誌『SKYWARD』にも取り上げられ、美郷町を知っていた



▲「空育」の折り紙ヒコーキ教室に興味津々

だく機会も増えていきます。JALとの連携は、双方が所有する資源や機能等を活用することで相互の理解を深め、環境保全活動の推進と地域の活性化等を図ることを目的としています。

連携事業の内容は、JAL本社から社員の方々が来町し、水環境保全キャンプとして、住民と協力して清水の清掃活動を年1回行っているほか、冬の降雪時期には地域貢献活動キャンペーンとして高齢者世帯の除雪活動を行っています。

このほか、水資源の根幹をなす水源涵養林の保全活動として町が行っている植樹活動への参加、町の観光資源ラベンダー園の空港PR、園児を対象とした「空育」折り紙ヒコーキ教室の開催など、JAL社員と美郷町民との直接交流を中心とした連携事業を行っています。



▲コウボク薬樹の森植樹事業

また、こうした機会に社員の皆さんが来町し、本町の観光資源や地域特産品などの情報を得て、広く発信していただくことで、新たな観光需要創出を図り、地域全体の活力向上を目指しています。

「コホンといえは龍角散」
創設者は美郷町出身!!

美郷町は(株)龍角散及び(公社)東京生薬協会と生薬の国内栽培体制の確立のため連携協定を締結しています。

美郷町の基盤産業は稲作を中心とした農業ですが、農業者の高齢化や担い手不足による休耕地の増加が懸念されており、農地の有効活用による農産物所得の向上を図るため、新たな農産物による産地化を模索していました。高齢化社会の進展により漢方薬の需

フォーラム

要の伸びが見込まれることや、原料となる生薬は、その大半を中国に頼っており「第二のレアアース化」が懸念されていること、また、かつて美郷町(旧六郷)でカンゾウが栽培されており、秋田藩内に広められた史実があることや、「コホン」といえば龍角散の(株)龍角散の創設者が美郷町出身であることに着目し、生薬を新たな農産物として産地化を目指すため、生薬の里美郷構想を立ち上げ、平成25年2月に連携協定を締結しました。

現在、美郷町で取り組んでいる薬用植物は、カンゾウ、キキョウ、エイジツ、コウボクの4種で、カンゾウ、キキョウ、エイジツの3種は町試験圃場と町内の薬用植物栽培に興味のある農家の圃場で本格栽培に向けた試験栽培を行っています。コウボクについては町



▲「生薬の里」実現に向けた薬樹の森づくり活動



▲タイ王国バドミントンナショナルチームによる美郷中学生へのバドミントンクリニック

まちづくりの中で、特に力を注いでいる取組の一つに、2020年東京オリンピックに向けたタイ王国と美郷町との交流活動があります。

タイ王国と美郷町の交流のはじまりは、平成27年4月、タイ・ナショナルジュニアバドミントンチームが町で

有林地に平成26年度から毎年1000本の植樹を行っており、これまで400本が植樹されました。

今後は、生薬栽培に取り組む農家の拡大と医薬原料の基準となる薬効成分向上、各品目の地域に合った栽培方法と安定的な出荷生産体制の確立、新たな栽培品目の拡大などに取り組んでいく予定です。



また、宿泊施設は学校統合により廃校となった旧仙南東小学校を改修・整備し、平成27年4月にオープンした宿泊交流館「ワカス」を提供しました。

この合宿により当町の練習環境が評価され、タイ王国において平成27年8月、タイバドミントン協会、秋田県、秋田県バドミントン協会、そして美郷町の4者による「相互の交流キャンプに関する基本合意書」を締結しました。こうした取組を経て、秋田県と美郷町は平成28年1月、2020年東京オリンピック「タイ王国」のホストタウンとして登録されることになりました。



▲タイ王国バドミントンナショナルチーム 美郷町合宿風景

車両共済(保険)のご案内

この車両共済(保険)は、町村生協の自動車共済で補償する対人賠償、対物賠償、限定搭乗者傷害等に加え「**ご自身のおクルマの補償(車両保険)**」を追加する制度です。お車が衝突した場合や台風・いたずら・盗難など偶然な事故で損害を被ったときに、共済(保険)金をお支払いします。

●お見積りのご請求・お申込み・お問い合わせなどは、下記までご連絡ください●

株式会社 千里 (取扱代理店)

〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-32 全国町村会館西館内
●ホームページアドレス <http://www.chisato-ag.co.jp>

TEL 0120-731-087 FAX 03-3519-7325

お電話の際には、車検証をお手元にご用意ください

(受付時間：祝日、年末年始を除く月～金 午前9時30分～午後5時)

- 「車両共済(保険)制度」は、全国町村職員生活協同組合と損害保険ジャパン日本興亜株式会社とが団体契約を締結し、実施しているものです。
- 団体扱としてご契約いただけるのは、保険契約者および被保険者が損保ジャパン日本興亜の定める条件を満たす場合のみとなります。このご案内は概要を説明したものです。詳細については、取扱代理店(千里)までお問い合わせください。

(車両保険引受保険会社) 損害保険ジャパン日本興亜株式会社

SJNK17-16682(2017.12.28作成)

フォーラム



▲駐日タイ大使 (右から2人目) 来町 (ワカアス内にて)

また、平成29年7月にはタイ王国において、タイ・バドミントン協会、秋田県、秋田県バドミントン協会と20年東京オリンピックの「事前キャンプに関する基本合意書」を締結。同年9月には、タイ王国ナショナルチームが当町で合宿を行っております。

こうした経緯の過程においては、平成28年6月、美郷町長がタイ政府並びにタイのスポーツ庁を訪問するとともに、同年8月には駐日タイ王国特命全権大使バンサーン・ブンナーク閣下がご来町され、美郷総合体育館「リリオス」、美郷町宿泊交流館「ワカアス」などを視察されました。

当町では、これまでバドミントンを通じたタイ王国との交流や取組を主に行ってきましたが、同国の「ホストタウン」として、文化的な面での取組も



▲タイ・バドミントン協会と「事前キャンプに関する基本合意書」の締結

最後に

行うことで住民の機運をさらに高めることを目的に、平成29年10月1日から10月31日まで「タイ王国文化展」を美郷町学友館で開催しました。この展覧会では、在東京タイ王国大使館並びにタイ国政府観光庁東京事務所のご後援、国立民族学博物館の特別協力をいただき、各機関から提供していただいた資料約200点を展示しました。

こうした国内外を問わない取組を通じて、各地域共通の課題である人口減少に対峙するとともに、町民が自らの町「美郷町」に誇りを持つていただくよう、今後も各般にわたる取組を重ねてまいります。皆様には秋田県美郷町への応援をよろしくお願いいたします。

秋田県美郷町

- 金融で地方財政を支え 地域の未来を拓く -



地方公共団体金融機構 (JFM) は、全ての地方公共団体の出資による地方債資金共同調達機関です。

融資

地方公共団体に長期・低利の資金を提供しています。

期間は最長40年、利率は財政融資資金と同率※でお貸ししています。このための財源として、公営競技納付金を活用しています。※機構特別利率対象事業 (平成30年4月時点)

地方支援

資金調達などの財政運営全般のサポートをしています。

財政、金融、会計等に関する研修 (出前講座、宿泊型研修、入門研修等) を実施するほか、金融専門知識、実務経験を有する職員が助言などを行っています。

資金運用に JFM債をご活用ください

JFM債は、強固な財務基盤を背景に信用力が極めて高く、格付けは国債と同水準※です。多くの地方公共団体にも、確実かつ有利な運用方法としてご評価いただき、10年債、20年債や投資家のニーズに応じた様々な年限の FLP 債などをご購入いただいております。※平成30年4月時点

債券ご購入時等の留意事項について

当機構の資金調達計画を含めた将来的な見通しは、現時点で当機構が得ている情報に基づくものであり、潜在的なリスクと不確実性を含んでいるため、マーケットの動向や経済状況、法令といった様々な要因により、将来の状況はこの資料の記載とは異なる可能性があります。そのため、投資家の皆様におかれましては、慎重に判断し、リスク等に十分に留意した上でご購入等されることをお奨めいたします。

詳しくは当機構HPをご覧ください。>>>

<http://www.jfm.go.jp>



町村

ご当地キャラじまん

Vol.36

特産品だけじゃない!

文化・歴史を身にまとして観光大使!!

ご当地自慢の美味しいものや伝統行事を身にまとい、
体を張ってPRしているご当地キャラたちを紹介するコーナーです。
今回は、東ブロック(北海道・東北・関東)からピックアップ。

東ブロック

1990年7月1日、増毛町生まれ。オス。恥ずかしがり屋。イベントが大好きで、子どもと触れ合うことで元気をもらっている。チャームポイントは、嫌なことを忘れさせてくれるつばな瞳



増毛町マスコットキャラクター

かもめのマーシーくん

北海道増毛町

町制施行90周年記念事業の公募で誕生したキャラクター。モチーフが「カモメ」なのは、町の鳥であることと「マシユキ」の意味が「かもめの多いところ」であること「ちなん」です。町の顔として、町内外のさまざまなイベントに積極的に参加し、子どもたちと遊ぶのが大好きなのだとか。町のPRを担ってあちこち飛び回っていますが、特に力を入れているのは、マーシーくんの好物でもある町の特産品「甘えび」「たけくらぼ」「ひび」「そと、地酒の「国稀」のPRです。全国のご当地キャラの中では、どちらかというと稼働年数が長い、ベテランキャラのマーシーくん。町の広報誌や交通安全旗などにもデザインされ、長く町民から親しまれ、愛われて「ま」。

ひぬ丸くん

茨城県茨城県

2012年3月に誕生したキャラクター。名前の由来は、町のシンボルでもあり、ラムサール条約にも登録された「沼」の「ひぬ」と町の食物は全部〇(安心・安全)です。という意味を込めた「丸」を組み合わせたもの。町章をモチーフにデザインされた顔、町の豊かな自然を表す緑色のからだに、清流・沼沿川をイメージした青いスカートを巻いています。毎年6〜7月に開催される「ひぬまあじさいまつり」や年に一度の「ひぬまdeマルシェ」、毎年10月下旬か11月上旬に開催される「いばらきまつり」等のイベントには必ず参加します。町で育てられる美味しい農産物の中でも、ひぬ丸くんイチオシなのが、「いちご」「メロン」「栗」「じじみ」。この4種の特産品の美味しさを広く知らしめるため、ひぬ丸くんは日夜PR活動に励んでいます。



2月11日生まれ。茨城の水と緑の豊かな自然の中で育った緑の妖精の男の子。チャームポイントは、町の特産品を見分けられるつばな瞳と愛らしい笑顔

平成22年2月22日生まれ。のんびり屋さんだけど、サード精神旺盛で、元気いっぱいな女の子。趣味はサーフィン。みんなを幸せな気持ちにすることが得意。さわやかな笑顔が魅力。



一宮町キャラクター

一宮いっちゃん

千葉県一宮町

一宮町町政120周年を記念して2010年に誕生したキャラクター。デザインと愛称を公募したところ、全国から124件161点の応募があり、厳正なる審査のもと選ばれました。町のキャラクター「いっちゃん」は「緑と海と太陽のまち」のよう、髪で九十九里の海を表現して、町の緑や山をモチーフにした頭頂部から太陽が昇っています。特産品の「トマト」「メロン」「梨」「イチゴ」などをPRしたり、8月の納涼花火大会、9月の上総十二社祭りに参加したりと大忙し。特に、町の海が2020年東京オリンピックのサーフィン競技会場に選ばれたからは、そのPR活動やおもてなしの準備にも跳びまわっています。町の認知度アップのために、町外のイベント等にも出かけますが、町内の小さなイベントや「ミニユニティの集まり」にも参加するなど、町民との「ミニユニティ」も忘れません。

今回は、中ブロック(北信・東海・近畿)からご紹介します

情 報

平成30年度「世界情勢からわがまちの未来をつくる ～トップマネジャーの方のために～」のご案内

全国市町村国際文化研修所(JIAM)では、全国の市区町村長、副市区町村長、市区町村議会議員及び幹部級職員の皆様を対象に研修・セミナーを開催しております。

変化する世界情勢をしっかりと見極め、的確に捉えたうえで、変化に負けない特色ある“まちづくり”をしていくために、各分野でご活躍の先生方をお招きし、今後の地域経営について考えるセミナーを開催いたします。

日 程

平成30年8月6日(月)～7日(火)

会 場

全国市町村国際文化研修所

(JR京都駅より湖西線約15分 唐崎駅下車徒歩約3分)

講 演

「国際政治情勢の変化と日本の進路」

京都大学大学院法学研究科 教授 中西 寛 氏

「経営に生かすSDGs講座

～持続可能な開発目標 (SDGs) に自治体はどう取り組むか～

株式会社伊藤園顧問 日本経営倫理学会理事 笹谷 秀光 氏

「自治体における生産性向上に向けて～ドイツの事例を参考に～」

メツラー・アセットマネジメント シニアアドバイザー 隅田 貫 氏

「世界経済と市場動向」

SMBC日興証券株式会社投資情報部 松野 利彦 氏



※昨年度の講演風景

受講料

6,650円 (1日のみの受講や宿泊されない場合も同額となります)

定 員

30名 (定員を大幅に超えた場合は、別途抽選をさせていただきます)

申込期限

平成30年6月27日 (水)

上記の研修は、公務等のご予定に合わせて参加日程等を選択いただくことができます。

- ◎ いずれか1日のみの参加が可能です。
- ◎ JIAM宿泊室での宿泊の有無について選択いただけます。(全日程参加の場合)

※ただし、JIAM宿泊室以外の宿泊のあっせんは対応していません。

【お問い合わせ】

(公財)全国市町村研修財団 全国市町村国際文化研修所 (JIAM) 教務部

〒520-0106 滋賀県大津市唐崎二丁目13番1号 電話 (077) 578-5932 FAX (077) 578-5906

e-mail : kenshu@jiam.jp ホームページ <https://www.jiam.jp>



い わ さ わ ま さ る
岩 澤 勝
ら ん ざ ん
埼玉県町村会長・嵐山町長

随 想

昭和・平成・そして

ほどの超低空飛行。店の内に飛び込んで、母の胸にしがみつくと。まさに一瞬のことでした。

後になって聞かされました。それは近くにある私鉄線路敷へのB29による機銃掃射で、終戦直前の空襲であったこと。母に飛び込んだ私は、しばらく震えが止まらなかつたと。

小学校に入学してからの、あの経験もなぜか忘れられません。

朝になると警察官が、リュックサックを背負った人、大きな風呂敷包みを肩に吊るしたり抱えたりした人など、何人も何人も、列にして引き連れて来ました。近くの私鉄の駅で、闇米やみまいの抜き打ち検査で捕まえられた人達でした。

私の家は商家・米屋でした。父は警察官の指示するままに、計量された闇米の数量を記録していく。その全量が配給所であった私の家の仕入数量としてカウントされる仕組み。

世はスシリと「食糧管理法」が社会に被さっている時でした。

親が病気で白いご飯を食べさせてあげたい…。子どもが病気で食べるものがない…。それぞれ必死の様相で哀願、机に顔をつけたままの人もいました。

聞こえているのか、聞きたくない

のか、無口を貫き通して調書を作成していく。

父は自分の役目が終わると、商家の深い底で薄暗い店内の電灯を切ってしまう。さらに暗くなり、連れて来られた人達の顔が暗闇に沈む。お互いの顔容が臆となり、店内の空気が静かに止まったような気がしました。

駅での検査がある朝は、これが常態でした。私は子供心に、米屋は嫌な仕事だとも思っていました。また、小学校では、各学年ごとにクラスの集合写真を残してくれました。

下級生の頃の写真は、肘や膝の破れに布を当てた服装が、当時では普通でした。現在のパッチワークそのものでした。

そんな時、昭和25年に朝鮮戦争が始まり、日本は兵站基地となり特需景気、昭和31年には「もはや戦後ではない」の有名な経済白書。経済も急成長しました。

集合写真からは、パッチワークが無くなり、鼻たれ小僧も少なくなっていました。

昭和の前半は、戦争に苦しんだ時代、終戦からの後半は復興・成長となりました。

そして昭和64年1月7日、昭和の時代は終わりました。

昭和64年は7日で終わり、平成元年になりました。

第二次世界大戦の思いが薄れていく中で、日本では「戦後」という言葉はいまでも使われ続けています。

しかしこの「戦後」という言葉も、どこの国でも使えるわけではありません。

日本では、あの大戦以後、幸いにも世界の大国の中で、戦争に巻き込まれずに、ずっと平和が維持されてきました。

世界では、米国も中国もロシアも欧州でも、戦乱が起きています。

平成という元号は、「内平らかに外成る(史記)地平らかに天成る(書経)」という文言から引用されました。

「国の内外天地とも平和が達成される」という意味だそうです。その「平成」の「時」も残り少なくなりました。

来年の5月1日には、次の元号になります。

いつまでもいつまでも、この国は、「戦後」が使える国でありたいものです。

幼少期の思い出も、すでにセピア色に色あせてしまいました。

しかしあの時の思い出。3歳の時でした。今でも一枚の画面として鮮明に蘇ります。

いつものように店前の道路で遊んでいました。その時、それこそ突然の大爆音。そして目前に飛行機。初めて間近に見た飛行機。何とそれは大きかったことか。店の前側にあった大きな柿の木にぶつかると思う